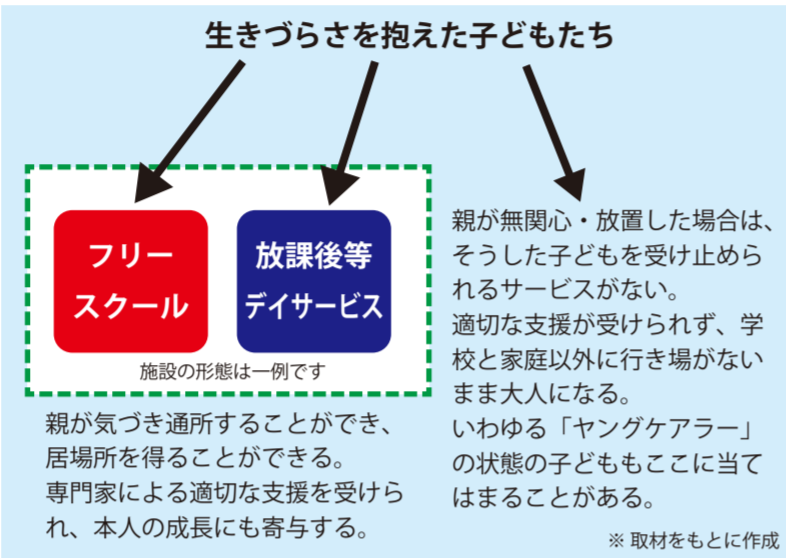


見えない苦しみを抱える子どもたち

昨年の新語・流行語大賞にノミネートされた「親ガチャ」。生まれてくる子どもは家庭環境を選べない「運任せ」の状態にあることを表現する言葉です。実際に子どもを支援する現場では、家庭環境に課題がある子どもをどのように受け止めているのか。現場の声を聞きました。



ネグレクトから自分が嫌になる学生
西日本の小さな街で暮らす小島朋子さん（仮名）。現地の高校生と一緒に仕事をする機会があった際、行動がなにか気になる学生がいました。どこか自分に似ているということに気づいた小島さんは自分の学生の頃を振り返ったといいます。

小島さんの両親は子どもに対して関心がなく、きょうだいがいみ合うこともしばしば。いちばん年上だった自分が妹や弟の面倒をみるのが日課でした。小島さんは大学卒業後、今の街にやってきましたが、学生の頃から人間関係を構築するのが苦手。弟は仕事を繰り返して、妹はきょうだい喧嘩の際に包丁を持ち出しました。仕事で出会った「気

自己肯定感を高める取り組みが不可欠
現地の高校生約100人を対象としたアンケートで、約1割から「家族との関係が思わしくない」という趣旨の回答があったといいます。生育過程で親との関係が適切ではないと、子どもの自己肯定感が形成しづらくなる

「育ってきた環境が当たり前で、なんとも思っていないんですけど、大人になって初めて『うちの家庭はネグレクト（育児放棄）の状態だったのかな』と思えるようになったんです。『親ガチャ』に外れたというか。今でも自分のことはあまり好きではないです」と小島さんは話します。

親が気づき通所することができ、居場所を得ることができる。専門家による適切な支援を受けられ、本人の成長にも寄与する。

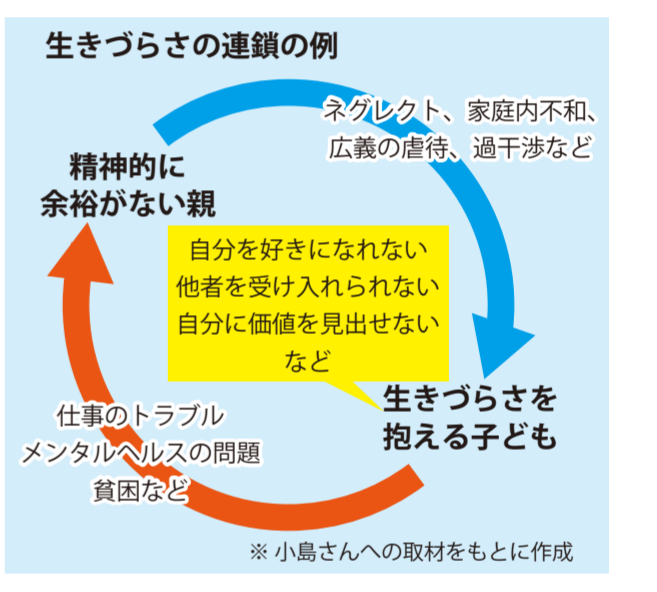
※取材をもとに作成

制度に「つなげない」子どもたち
和歌山県内で青少年の支援をおこなうあるNPO法人の事務所に、引きこもりからの社会復帰をめざす若者が通っています。いったん就職したものの会社になじめず退職した人、不登校からそのまま引きこもり状態になった人など、様々な境遇の方がいます。ただ、職員が様子を見てみると、なんらかの障害を持っているのではないかと思われる通所者がいることがあるといいます。診断を受け、実際に障害者認定を受けた人もいます。それでも誰も障害に気づかなかつたのでしようか。

自治体の福祉部局と連携して調べてみると、親のネグレクトのほか、①親が子どもに過剰に愛情を注ぐ「過干渉」、②世間体を気にして子どもの障害者認定を受けようとしていないこと、③親自身に何らかの障害があるなどの理由で子どもの障害を

ということは臨床心理学などの分野でよく知られています。自己肯定感が低い子どもがそのまま大人になり家庭を持つと、再び自己肯定感が低い子どもが育つ「生きづらさの連鎖」が起こりやすいことも知られるようになってきました。

小島さんは仕事のかたわら、地域の文化を発信するNPO法人を運営しています。法人として現地の方から建物を無償で借り受け、中高生が自由に入りができ、地域の大人との交流ができる「居場所」を運営すべく準備を進めています。中高生が大人から認められる経験を積み自己肯定感を高められる場所にして、豊かな人間関係が構築できれば、自分のような苦しみを抱える人は少しでも減るので、小島さんはそう考えています。



「この桜が咲いたら開花宣言するわけには...」
「おそらく全国最速...」
「たぶんサギっていわれるよ...」
「へえ、不思議ね」
「うちはまだコタツでぬくぬくしているのね」

こうした成功例もある半面、福祉サービスにつなげることができず、時間だけが経ってしまふ家庭も少なくないといえます。つい最近このNPO法人の元には高齢の親が病氣や要介護の状態になり、そこで初めてその家庭に50代の引きこもり状態の家族がいることがわかった、いわゆる「8050」問題の情報が入り、対応が進められています。

行政機関も福祉事業所も様々なサービスを実施しており、広報もされていますが、必要な情報が必要としていない方になかなか届かないというジレンマの声も多数聞かれます。この問題については今後取材を進めていきたいと考えています。

（志場久起）

先ず障害者認定を受けた方の家庭では、親の過干渉の傾向がみられたそうです。子どもがかかわり、あまりに、子どもの違和感に気づくことができません。結果的に子どもの障害を見逃してしまっていることにもなります。

このケースでは障害者認定を受けたあと、子どもを親から離し、ひとり暮らしにしました。障害者雇用で積極的な企業の協力で就職もでき、いまでは一人で生活ができるようになり、生き生きとした暮らしを送れているそうです。

受容できないこと、④福祉制度を知らない家庭がある、などのケースが少なくないことがみえてきたそうです。

地域社会には様々な福祉サービスがあるにも関わらず、つなげられない子どもたちが少なくないことがうかがえます。

親からあえて切り離すことも
このケースでは障害者認定を受けたあと、子どもを親から離し、ひとり暮らしにしました。障害者雇用で積極的な企業の協力で就職もでき、いまでは一人で生活ができるようになり、生き生きとした暮らしを送れているそうです。

県内 NPO 等へ助成します

コロナ禍にもかかわらず活動を継続する NPO 等を支援します

わかやま NPO センターが2021年度から運営を開始した「わかやま SDGs パートナリシップ基金」では、県民のみならずからのご寄付を原資に、国連 SDGs（持続可能な開発のための目標）の達成に向けて取り組みをすすめる和歌山県内の NPO・ボランティア団体を応援します。

初年度は、SDGs の理念のひとつ「誰ひとり取り残さない」を念頭に、**新型コロナウイルス感染症にも負けず活動を継続している団体に対して助成を実施します**。詳細は以下のとおりです。

- 対象団体
以下の条件をすべて満たす団体が対象です。
 - ・和歌山県内に拠点を置く NPO・ボランティア団体（法人格の有無は問いません）
 - ・応募時点で活動開始から概ね2年以上経過していて、一定の活動実績を有していること
- 助成金額・団体
1団体3万円を10団体に助成します。他の助成金等との重複も構いません（もう一方の助成金事業が認めている場合に限りません）。内容によっては面談をさせていただくことがあります。
- 助成金の使途
助成金の原資が県民のみならずからの寄附金であることから、活動に直接必要な費用に充当されることを原則とします。内訳は問いません。
- 助成申請に必要なもの
 - ①申請用紙（所定用紙）
 - ②添付書類
 - ・NPO 法人の場合…原則としてありませんが、定款と直近事業年度の事業報告書・活動計算書が内閣府 NPO 法人ポータルサイト (<https://www.npo-homepage.go.jp/npoportal/>) に掲載されていない場合は添付ください

- ・任意団体の場合…会則もしくは規約と直近事業年度の事業報告書・決算書
 - ・一般社団法人の場合…定款と直近事業年度の事業報告書・決算書
 - 申請方法
わかやま NPO センターまで FAX もしくは電子メールのいずれかでお送りください（郵送は受け付けません）。電子メールでのご応募の場合は、受領確認メールをお送りします。3月3日17時を過ぎても受領確認メールがない場合は、迷惑メール等に誤判定されている可能性がありますので、電話でお問い合わせください。
 - 申請しめきり
2022年3月1日17時（必着）
 - 結果の通知
審査委員会による審査で3月中旬を目処に助成先を決定し、助成金を団体の指定口座に振り込みます。
 - 事業報告について
助成が採択された団体には、2022年8月までに写真等を交えた事業報告・決算報告をご提出いただきます。事業報告は寄附をいただいたみなさまにお知らせするほか、ウェブサイト等で公開します。事業報告・決算報告の書式は特に定めません。なお、決算報告には領収書のコピーの添付をお願いします。
 - 実施主体・応募先
認定 NPO 法人わかやま NPO センター
〒640-8331 和歌山市美園町 5-6-12
TEL 073-424-2223（火曜～金曜 不在の場合は和歌山県 NPO サポートセンターに転送されます）
FAX 073-423-8355 E-mail info@wnc.jp
- 申請用紙はウェブサイトから入手できます。 <http://www.wnc.jp/sdgs/>
- 当基金へのご寄附も受け付けております。わかやま NPO センターへのご寄附は、確定申告のうえ、税制優遇の対象となります。